明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件の一部を改正する件（**総務**六七）　一
○一般旅券所持者に対する数次入国査証の発給の円滑化に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の覚書に関する件（**外務**六三）　二
○政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件（**財務**五八）　二
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（**農林水産**六六三）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**六六四～六七七）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**三）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**四七八）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**四七九、四八〇）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**四八一）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**五二～五四）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**二四）　七
○道路に関する件（**同**二五、二六）　八

〔国会事項〕

内閣府　八

〔人事異動〕

内閣府　八

〔叙位・叙勲〕

内閣府　八

〔褒賞〕

内閣府　九

〔皇室事項〕

内閣府　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
江の川水系河川整備計画の策定について（中国地方整備局）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分関係　一〇
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　三一

告示

○総務省告示第六十七号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二百十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十四号（電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）の一部を次のように改正し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

平成二十八年三月八日

総務大臣　山本　早苗

第三項第三十号中「別表第四十号」を「別表第四十の一号、別表第四十の二号及び別表第四十の三号」に改め、同項第三十一号中「別表第四十一号」を「別表第四十一の一号及び別表第四十一の二号」に改め、同項第三十二号中「別表第四十二号」を「別表第四十二の一号及び別表第四十二の二号」に改め、同項第三十三号中「別表第四十三号」を「別表第四十三の一号及び別表第四十三の二号」に改め、同項第三十四号中「別表第四十四号」を「別表第四十四の一号及び別表第四十四の二号」に改める。

第五項第一号中㈠を削り、㈡を㈠とし、㈢から㈥までを㈡から㈤までとする。

第六項中「総務大臣」の下に「（放送法第百三十三条第一項に規定する小規模施設特定有線一般放送にあっては、都道府県知事）」を加える。

○外務省告示第六十三号

平成二十八年二月二日に東京で、一般旅券所持者に対する数次入国査証の発給の円滑化に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の覚書の署名が行われ、同覚書にいう措置は、日本側については平成二十八年二月二日から、ブラジル側については同年二月二十三日から実施された。

平成二十八年三月八日

外務大臣　岸田　文雄

一般旅券所持者に対する数次入国査証の発給の円滑化に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の覚書

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府は、

両国の友好関係を強化するとの両国の希望を考慮し、

両国の国民の間の接触を奨励し及び容易にすることを希望し、